

質問回答

NO.	質問	回答
1	令和 8 年度大型鳥獣の効果的な対策に係る調査業務に係る仕様書の P.22の「4.1執行体制、役割分担等」の基礎点に関して、外部の協力者として関係法令やクマの現地対応に詳しい者を体制に含めることができれば、基礎点の基準は満たせるという認識で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。